

○財務省告示第五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二十三万七千六百三十九トン

二 冷凍牛肉

三十万二千七百九十六トン

2 平成三十年度の初日から平成三十一年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十一万五千四百三十三トン

二 冷凍牛肉

十万七千七百八十九トン